

## 伊勢崎市入札・契約制度の一部見直しについて

令和4年12月14日

本市では、公共工事等に関する入札・契約制度について競争性、透明性及び公平性を高めるため、入札・契約制度の見直しを行います。

見直し内容は、次のとおりです。なお、見直し内容については、令和5年1月1日から適用します。

つきましては、引き続き本制度の実施について御理解と御協力をお願いいたします。

### ● 建設工事における現場代理人の常駐義務の緩和措置の見直しについて

平成23年6月1日から現場代理人の常駐義務緩和措置を行っていますが、見直しを行い、次のとおりとします。

#### 【改正内容】

現場代理人の兼務を認める要件のうち、兼務を認める金額要件を次のとおり見直します。

	兼務する時点での請負代金額の合計額	
	現行	改正
建築一式工事以外	3,500万円未満であること	4,000万円未満であること
兼務する工事がいずれも建築一式工事	7,000万円未満であること	8,000万円未満であること

#### 【改正後】

#### 1 現場代理人の兼務を認める要件

現に契約している工事及び新たに契約する工事が、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合に限り、兼務を認めるものとする。

- (1) 兼務する工事がいずれも伊勢崎市が発注した工事であること。
- (2) 兼務する時点での請負代金額の合計が4,000万円未満（兼務する工事がいずれも建築一式工事の場合にあっては8,000万円未満）であること。
- (3) 兼務する工事がいずれも設計図書等に現場代理人の兼務を認めない旨の記載が無いこと。
- (4) 兼務する工事がいずれも調査基準価格を下回る価格により落札し契約された工事でないこと。

#### 2 兼務を認める件数等

兼務を認める工事の件数は、現場代理人及び主任技術者1人につき2件までとする。ただし、主任技術者は、現場代理人との兼務が無い場合に限り、3件までとする。

近接工事として現場代理人及び主任技術者を兼務している複数の工事については、1件の工事とみなす。ただし、請負代金額は当該工事の合計額とする。

また、兼務する期間は、原則として契約日から完成引渡日までとする（「ゼロ市債」として発注した工事は、履行開始日から完成引渡日までとする。）。

なお、令和5年1月1日時点で既に契約を締結している工事において兼務を要望する場合は、監督職員と協議をしてください。

●兼務できる件数は、2件までとする。

※いずれのケースも、建築一式工事以外の場合

(主任技術者は、現場代理人として従事しない場合に限り3件までとする。)

認められるケース

ケース①

1,800万円の工事①	現場代理人 A	主任技術者 A
2,000万円の工事②	現場代理人 A	主任技術者 A

※工事2件の合計が4,000万円未満のため現場代理人Aは兼務可能

ケース②

700万円の工事①	現場代理人 A	主任技術者 B
600万円の工事②	現場代理人 B	主任技術者 A

※兼務工事が2件以内のため兼務可能

ケース③

1,900万円の工事①	現場代理人 A	主任技術者 A
1,000万円の工事②	現場代理人 B	主任技術者 A

※主任技術者Aが従事する工事が2件以内、かつ、工事2件の合計が4,000万円未満のため、兼務が可能

ケース④

1,700万円の工事①	現場代理人 A	主任技術者 B
1,500万円の工事②	現場代理人 A	主任技術者 B
2,700万円の工事③	現場代理人 C	主任技術者 B

※主任技術者Bは現場代理人をせず、かつ、主任技術者としての従事工事が3件以内のため、兼務が可能。また、現場代理人Aの従事工事の合計が4,000万円未満のため兼務が可能

ケース⑤

2,800万円の工事①	現場代理人 A	主任技術者 B
3,800万円の工事②	現場代理人 C	主任技術者 B
2,800万円の工事③	現場代理人 D	主任技術者 B

※主任技術者Bは現場代理人をせず、かつ、主任技術者としての従事工事が3件以内のため、兼務が可能。

認められないケース

ケース⑥

1,800万円の工事①	現場代理人 A	主任技術者 B
2,400万円の工事②	現場代理人 A	主任技術者 B

※工事2件の合計が4,000万円を超えるため現場代理人Aは兼務できない

ケース⑦

1,800万円の工事①	現場代理人 A	主任技術者 B
2,400万円の工事②	現場代理人 B	主任技術者 B

※工事2件の合計が4,000万円を超えるためBは現場代理人になれない

ケース⑧

1,800万円の工事①	現場代理人 A	主任技術者 B
1,500万円の工事②	現場代理人 A	主任技術者 B
1,900万円の工事③	現場代理人 B	主任技術者 B

※主任技術者Bが、工事③の現場代理人となると従事工事が2件以上となるため現場代理人にはならない(ケース④・⑤参照)

ケース⑨

2,800万円の工事①	現場代理人 A	主任技術者 B
2,500万円の工事②	現場代理人 C	主任技術者 B
2,200万円の工事③	現場代理人 C	主任技術者 B

※工事②と③の合計が4,000万円を超えるため現場代理人Cは兼務できない(ケース④・⑤参照)

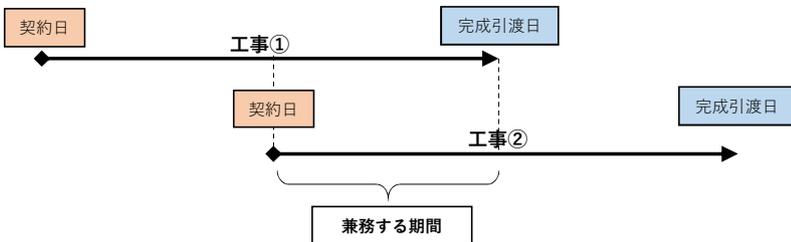
ケース⑩

1,200万円の工事①	現場代理人 A	主任技術者 A
4,100万円の工事②	現場代理人 B	主任技術者(専任) C
2,900万円の工事③	現場代理人 A	主任技術者 B

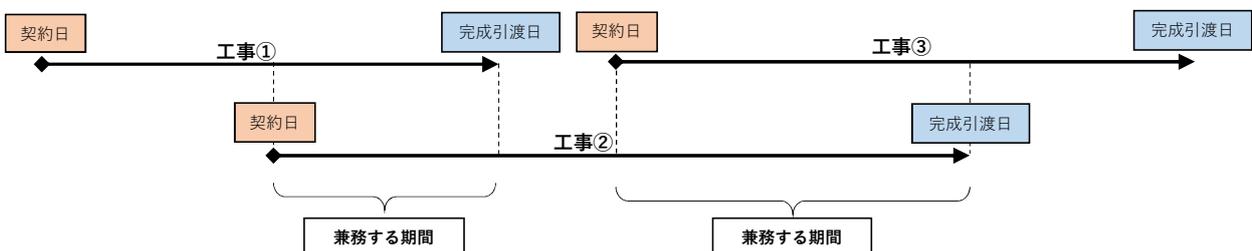
※工事②が4,000万円を超えるため、現場代理人Bは他の工事に従事できない

●兼務する期間は、「契約日」から「完成引渡日」までとする。

(例1)



(例2)



※「ゼロ市債」として受注する工事においては、兼務する期間の始期を「契約日」ではなく「履行開始日」と読み替える。